

令和 7 年度阿久根市一般廃棄物処理実施計画

【ごみ処理編】

1 計画策定の意義

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定により、単年度ごとの一般廃棄物の収集、運搬及び処分について定める一般廃棄物処理実施計画を策定する。

2 基本方針

本計画は、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（北薩広域行政事務組合策定）に基づき、本市の区域内で発生する一般廃棄物の適正な処理の確保、同基本計画の推進及び適正処理等に関して必要な事項を定める。

3 計画期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 計画区域

阿久根市全域

5 計画対象人口及び世帯（令和 7 年 2 月末現在）

- (1) 世帯数 9,623 世帯
- (2) 人口 18,102 人

6 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

(トン/年)

区 分	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ	発生量及び 処理量合計
家庭系	2,753.3	236.8	7.8	1,053.4	4,051.3
事業系	2,206.7	42.6	—	753.6	3,002.9
計	4,960.0	279.4	7.8	1,807	7,054.2

7 一般廃棄物の種類、分別区分、収集運搬体制及び処分

- (1) 一般廃棄物の種類
家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物

(2) 一般廃棄物の分別区分

ア 家庭系一般廃棄物

区 分		内 容
燃 や せ る ご み		プラスチック製品、台所ごみ、木くず、紙くず、ゴム類、皮革類、その他資源物以外の燃やせるもの
燃 や せ ない ご み		小型家電製品、金属類、ガラス類、陶磁器類、その他可燃物以外の燃やせないもの
粗 大 ご み		北薩広域行政事務組合環境センター及びリサイクルセンターで処分できるもののうち、市の指定袋に入らない大型のごみ
資 源 ご み	生 ご み	料理くず、食べ残し、手つかず野菜・食品等の堆肥化できる生ごみ
	ガ ラ ス び ん 類	無色、茶色、その他の色、生きびん
	プ ラ ス チ ッ ク 製 空 き 容 器	パック、カップ、ボトル、ネット、袋、チューブ、ラベル、キャップ、フィルム、緩衝材、その他プラスチック製の容器包装物（ペットボトル・トレイは除く）
	ペ ッ ト ボ ト ル	飲料用、特定調味料用ペットボトル
	ト レ イ	食品用トレイ、発泡スチロール
	空 き 缶	アルミ缶、スチール缶（どちらも飲用に限る。）
	新 聞 等	新聞、雑誌、チラシ、紙箱、紙パック、その他紙製容器包装物
	段 ボ ー ル	段ボール
	古 着 ・ 古 布	洋服、布類
	廃 乾 電 池	筒型乾電池のうち、アルカリ電池及びマンガン電池
	廃 蛍 光 管	直管型蛍光管、環状蛍光管、コンパクト型蛍光管、電球口金蛍光灯、電球型蛍光灯

※ 燃やせるごみと燃やせないごみが密接していて分けることができない状態のごみについては、原則として燃やせないごみとして取り扱うものとする。

イ 事業系一般廃棄物

家庭系一般廃棄物と同様に分別する。

(3) 一般廃棄物の収集運搬体制及び処分

ア 処理主体

① 家庭系一般廃棄物

区分		収集運搬	処分
燃やせるごみ		市（民間委託） 排出者（自己搬入）又は 許可業者	北薩広域行政事務組合環境センター
燃やせないごみ		市（民間委託） 排出者（自己搬入）又は 許可業者	北薩広域行政事務組合リサイクルセンター
粗大ごみ		市（民間委託） 排出者（自己搬入）又は 許可業者	（可燃性のもの） 北薩広域行政事務組合環境センター ----- （不燃性のもの） 北薩広域行政事務組合リサイクルセンター
資源 ご み	生ごみ	市（民間委託）	市（民間委託）、北薩広域行政事務組合環境センター （残渣等）
	ガラス びん類	市（民間委託）	市（民間委託） 中間処理を民間に委託し、指定法人に引き渡す。
	プラスチック製 空き容器	市（民間委託）	市（民間委託） 中間処理を民間に委託し、指定法人に引き渡す。
	ペット ボトル	市（民間委託）	市（民間委託） 中間処理を民間に委託し、資源化業者に引き渡す。
	トレイ	市（民間委託）	市（民間委託） 中間処理を民間に委託し、資源化業者に引き渡す。
	空き缶	市（民間委託）	市（民間委託） 中間処理を民間に委託し、資源化業者に引き渡す。
	新聞等	市（民間委託）	市（民間委託） 資源化業者に引き渡す。
	段ボール	市（民間委託）	市（民間委託） 資源化業者に引き渡す。
	古着・古布	市（民間委託）	市（民間委託） 中間処理を民間に委託し、資源化業者に引き渡す。
	廃乾電池	市（民間委託）	市（民間委託） 中間処理を民間に委託し、資源化業者に引き渡す。
	廃蛍光管	市（民間委託）	市（民間委託） 中間処理を民間に委託し、資源化業者に引き渡す。

② 事業系一般廃棄物

種類	収集運搬	処分
燃やせるごみ	排出者（自己搬入） 又は許可業者	北薩広域行政事務組合環境センター
燃やせないごみ	排出者（自己搬入） 又は許可業者	北薩広域行政事務組合リサイクルセンター
生ごみ	排出者（自己搬入） 又は許可業者	民間、北薩広域行政事務組合環境センター(残渣等)
資源ごみ	排出者（自己搬入） 又は許可業者	民間又は資源化業者等

イ 収集運搬計画

① 家庭系一般廃棄物

種類	回数	方式	排出及び収集方法
燃やせるごみ	週2回	ステーション方式	排出容器は可燃ごみ用指定袋とし、袋に記名して収集日当日の午前8時30分までに衛生自治会との協議に基づき市長が指定したごみステーション（以下「ごみステーション」という。）に排出する。収集日は毎週月曜日及び木曜日とする。
燃やせないごみ	月2回	ステーション方式	排出容器は不燃ごみ用指定袋とし、袋に記名して収集日当日の午前8時30分までにごみステーションに排出する。収集日は毎月第1及び第3水曜日とする。中身のみを収集し、指定袋はごみステーションに返却するものとする。
粗大ごみ	週1回	戸別収集方式	直接、市が委託する事業者に申し込んで行うものとし、収集日は毎週水曜日とする。可燃性と不燃性の素材が密接している場合にあっては、可能な限り分別するものとする。 なお、排出者は原則として収集の際に立ち会うこととし、分別又は解体が必要な場合は、当該処理に係る料金を負担するものとする。
資源ごみ	生ごみ (対象区64区) 週2回	ステーション方式	収集日当日の午前8時30分までに各ごみステーション等に設置している生ごみ収集容器に入れて排出する。収集日は毎週火曜日及び金曜日とする。

資源 ごみ	ガラス びん類	月 2 回	ステーション 方 式	収集日当日の午前 8 時 30 分までに、キャップを取り、水洗いし、無色、茶色、その他の色に分けて、衛生自治会との協議に基づき市長が指定したリサイクルステーション（以下「リサイクルステーション」という。）に各区が設置しているびん類用収集袋又はコンテナに排出する。収集日は毎月第 2 及び第 4 水曜日とする。中身のみを収集し、収集袋等はリサイクルステーションに返却するものとする。なお、生きびんについては、リサイクルステーションを設置する区が指示する場所にそのまま出すものとする。
	プ ラ ス チック製 空き容器	週 1 回	ステーション 方 式	排出容器はその他プラスチック用指定袋とし、袋に記名して収集日当日の午前 8 時 30 分までに水洗い等し、汚れていないものをごみステーションに排出する。収集日は毎週火曜日とする。
	ペット ボトル	月 2 回	ステーション 方 式	収集日当日の午前 8 時 30 分までにキャップ及びラベルを取り、水洗いしたものを各区が設置したリサイクルステーションのペットボトル用収集ネットに排出する。収集日は毎月第 2 及び第 4 水曜日とする。
	トレイ	月 2 回	ステーション 方 式	収集日当日の午前 8 時 30 分までに水洗いしたものを各区が設置したリサイクルステーションのトレイ用収集ネットに排出する。収集日は毎月第 2 及び第 4 水曜日とする。
	空き缶	月 2 回	ステーション 方 式	排出容器は空き缶用指定袋とし、袋に記名して収集日当日の午前 8 時 30 分までに水洗いしたものをごみステーションに排出する。収集日は毎月第 1 及び第 3 水曜日とする。中身のみを収集し、指定袋はごみステーションに返却するものとする。
	新聞等	週 1 回	ステーション 方 式	排出容器は紙類用指定袋（又は紙ひも等で結束）とし、袋に記名して収集日当日の午前 8 時 30 分までにごみステーションに排出する。収集日は毎週金曜日とする。
	段ボール	週 1 回	ステーション 方 式	紙ひも等で結束し、収集日当日の午前 8 時 30 分までにごみステーションに排出する。収集日は毎週金曜日とする。
	古着・古布	月 1 回	ステーション 方 式	排出容器は可燃ごみ用指定袋とし、袋に記名して収集日当日の午前 8 時 30 分までにごみステーションに排出する。収集日は毎月第 2 土曜日とする。
	廃乾電池	月 2 回	ステーション 方 式	収集日当日の午前 8 時 30 分までにごみステーションに排出する。収集日は毎月第 1 及び第 3 水曜日とする。
	廃蛍光管	月 2 回	ステーション 方 式	収集日当日の午前 8 時 30 分までにごみステーションに排出する。収集日は毎月第 1 及び第 3 水曜日とする。

※ 収集日が祝日、連休その他の場合は、その都度、住民の利便性を考慮し収集日を変更するものとする。

② 家庭系一般廃棄物（ごみ出し困難者）

種 類	回 数	方 式	排出及び収集方法
燃やせるごみ	週 2 回	戸別 収集 方式	排出容器は可燃ごみ用指定袋とし、収集日当日の午前 8 時 30 分までに玄関先に設置した容器内に排出する。 収集日は協議し決定した曜日とする。
燃やせないごみ ・ 資源ごみ	月 1 回	戸別 収集 方式	排出容器はごみの種類に応じて不燃ごみ用指定袋、その他プラスチック用指定袋、空き缶用指定袋、紙類用指定袋、可燃ごみ用指定袋、指定袋が指定されていない一般廃棄物は透明な袋とし、収集日当日の午前 8 時 30 分までに玄関先に設置した容器内に排出する。返却する必要がある指定袋は容器内に返却するものとする。 収集日は協議し決定した曜日とする。

③ 事業系一般廃棄物

種 類	回 数	方式、排出及び収集方法
燃 や せ る ご み	随 時	排出容器は事業所用指定袋とし、一般廃棄物収集運搬業許可業者による事業所別戸別収集方式又は自己搬入とする。ただし、燃やせるごみ以外は、必要に応じて品目に応じた家庭系一般廃棄物と同様の指定袋の使用も可とする。
燃 や せ ない ご み		
資 源 ご み		一般廃棄物収集運搬業許可業者による事業所別戸別収集方式又は自己搬入とする。
粗 大 ご み		一般廃棄物収集運搬業許可業者による事業所別戸別収集方式又は自己搬入とする。
生 ご み		生ごみ収集容器に入れて排出する。

(4) 排出禁止物

次に掲げるものは、ごみステーション、リサイクルステーション、北薩広域行政事務組合環境センター及びリサイクルセンターには排出できない。

ア 各種リサイクル法等に基づきメーカー等により回収される一般廃棄物

イ 北薩広域行政事務組合環境センター及びリサイクルセンターにおいて処理が困難な一般廃棄物

ウ 一時的に多量に搬出する一般廃棄物

エ その他一般廃棄物の処理に著しい支障が生ずるもの

(5) 排出禁止物の処理

排出禁止物の処理については次のア～エの方法による。

ア 特定家庭用機器再商品化法施行令（平成 10 年政令第 378 号）第 1 条各号に規定する機械器具（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯

機・衣類乾燥機)の排出者は、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)に基づき、小売店、一般廃棄物収集運搬業許可業者又は指定引取場所に引取りを依頼する。

イ パソコンの排出者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)に基づき、一般社団法人パソコン3R推進協会、メーカー、リネットジャパンリサイクル株式会社に回収を依頼する。

ウ 自動二輪車等は二輪車リサイクルシステムに基づく廃棄二輪車取扱店又は指定引取窓口に引取りを依頼する。

エ 一般社団法人JBRC回収対象の小型充電式電池は、公共施設、北薩広域行政事務組合又は小売店等に設置されている回収ボックスに絶縁した状態で排出する。回収対象外の電池は小売店、一般廃棄物収集運搬業許可業者又はその他専門業者に引取りを依頼する。

オ プロパンガスボンベ、消火器、ピアノ、ガソリン、農薬、在宅医療廃棄物その他北薩広域行政事務組合で処理できないものについては、それぞれの取扱店か販売店等の専門業者に引取りを依頼する。

カ 一時的に多量に搬出する一般廃棄物は、北薩広域行政事務組合環境センター又はリサイクルセンターに排出者自らが搬入するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼する。ただし、いずれの場合も施設の指示に従うものとする。

キ その他一般廃棄物の処理に著しい支障が生ずるもの、処理困難物は、排出者が専門業者、購入した店舗又は一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼する等の方法により適正に処理するものとする。

8 一般廃棄物の排出の抑制等のための方策

市及び衛生自治会は、ごみの発生及び排出の抑制を推進するものとし、市民・事業者への4Rの浸透を図る。

ごみの分別及び資源化に関する啓発活動等を進めることにより、更なる減量化の拡充を図るため、以下の施策を実施する。

(1) 生ごみ堆肥化事業

家庭から排出されるごみの中でその多くを占める生ごみを分別収集し堆肥化する。(令和7年度64地区)

(2) ダンボールコンポスト普及実証事業

生ごみ堆肥化対象外地区を主として、ダンボールコンポストにより生ごみを分解処理し堆肥化する。

(3) 30・10(さんまる・いちまる)運動

宴会や食事等で開始後30分と終了前10分は食事を楽しみ、食品を残さずに食べる運動を推進し、市民はもとより、事業所及び飲食店へ周知及び啓発を図る。

(4) 阿久根市循環型社会形成リユース事業

子ども用品を回収、清掃等の実施後、リユース品として循環させる取

組を実施する。

- (5) 区や各種団体を対象としたごみの減量化及び分別に係る説明会の開催
- (6) 一般廃棄物処理施設見学の実施
- (7) 会計年度任用職員（生活環境向上推進業務員）の雇用し、事業所の分別指導
- (8) ごみの減量化及び分別に係る広報
- (9) 補助事業等の実施
 - ア 地域色（ちいきいろ）づくり事業補助（ごみステーションの設置又は修繕した区に対する補助）
 - イ 有価物売却益交付金（資源ごみ売却益の一部を区に交付）
- (10) その他ごみの発生及び排出の抑制並びに減量化及び資源化に資する取組

9 不法投棄への対応

- (1) 会計年度任用職員（不法投棄等監視・指導業務員）を雇用し、監視パトロールを実施する。
- (2) その他関係団体と連携しパトロールや情報提供等を実施する。
- (3) 不法投棄をさせない環境づくりのため、あくねクリーンアップ運動等の清掃活動を実施する。
- (4) ボランティア袋の配布等を行い、住民主体の清掃活動への支援を実施する。
- (5) 広報活動や看板設置等の啓発を実施する。

10 一般廃棄物処理業の新規許可の方針

(1) 収集運搬業

本計画における一般廃棄物の発生量と一般廃棄物収集運搬業許可業者の処理能力を比較すると、既存の許可業者で十分処理が可能であることから、廃棄物の種類やその量が大幅に増加するなど、適正な体制を確保するため市長が特に必要と認める場合を除き、許可しない。ただし、資源循環やリサイクルの推進に資すると市長が認める場合はこの限りではない。

(2) 処分業

一般廃棄物処理施設（北薩広域行政事務組合環境センター及びリサイクルセンター）による処分、市が委託して行う処分の状況等を勘案し、廃棄物の種類やその量が大幅に増加するなど、適正な体制確保のため特に必要な場合又は木くず、がれき類その他の一般廃棄物を再生利用するために行う処分を業とする場合において市長が特に必要と認める場合を除き、許可しない。

11 一般廃棄物処理施設の整備

本市の一般廃棄物の処分については、北薩広域行政事務組合が行っている

ことから、北薩広域行政事務組合の処理施設の整備計画による。

12 災害廃棄物の処理

災害時におけるごみ処理対策について、阿久根市災害廃棄物処理計画に従って適切に対応する。

13 一般廃棄物処理施設の概要

【焼却場】

施設名	北薩広域行政事務組合 環境センター エネクリン北薩
所在地	出水市野田町上名 7918 番地 1
開設年月	令和 3 年 4 月
処理形式	連続焼却ストーカ式
処理能力	88t/日

【リサイクルセンター】

施設名	北薩広域行政事務組合 リサイクルセンター エコリア北薩
所在地	出水市野田町上名 6499 番地 9
開設年月	平成 20 年 4 月
処理形式	粗大ごみ、不燃ごみ：破砕・機械選別・圧縮梱包 資源ごみ：手選別・圧縮梱包
処理能力	粗大ごみ、不燃ごみ 10 t/日（5 時間運転） ペットボトル、その他プラスチック製容器包装 3 t/日（5 時間運転）

【最終処分場】

施設名	北薩広域行政事務組合 一般廃棄物最終処分場
所在地	出水市野田町上名 7918 番地 1
開設年月	令和 2 年 4 月
処理形式	管理型最終処分場（埋立て）

【生ごみ堆肥化施設】

施設名	北薩環境管理協同組合 堆肥化センター
所在地	阿久根市鶴川内 10616 番地
設置年	1 号機：平成 26 年 1 機 2 号機：平成 29 年 1 機 3 号機：令和元年 1 機
処理形式	縦型密閉式発酵槽に原料を直接投入、高温発酵処理
処理能力	1・2 号機 3.5 t/日 3 号機 5.0 t/日

【生活排水処理編】

1 計画策定の意義

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、単年度ごとの一般廃棄物の収集、運搬及び処分について定める生活排水処理実施計画を策定する。

2 基本方針

本計画は、生活排水処理基本計画（北薩広域行政事務組合策定）に基づき、本市の区域内で発生する生活排水の適正な処理の確保、同基本計画の推進及び適正処理等に関して必要な事項を定める。

3 計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 計画区域

阿久根市全域

5 計画対象人口及び世帯（令和7年2月末現在）

- (1) 世帯数 9,623世帯
- (2) 人口 18,102人

6 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

(kl、年)

区 分	発生量及び処理量
し 尿	3,302
浄化槽汚泥	11,237
合 計	14,539

7 一般廃棄物の区分及び収集運搬体制及び処分等

(1) 収集運搬する一般廃棄物の区分

区 分	収集運搬主体	収集頻度	処 分
し 尿	許可業者	申込みの都度	北薩広域行政事務組合 衛生センター
浄化槽汚泥	許可業者	浄化槽清掃 実施の都度	北薩広域行政事務組合 衛生センター

(2) 収集運搬方法等

ア 一般家庭、店舗、事務所及び仮設トイレ等のくみ取り便所から排出されるし尿は、一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を依頼し、北薩広域行政事務組合衛生センターに搬入する。

イ 浄化槽管理者は、定期的に浄化槽の保守点検及び清掃を実施する。

保守点検は鹿児島県知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者に委託して実施し、清掃は浄化槽清掃業許可業者に委託して年1回以上（全曝気方式の単独処理浄化槽については6か月に1回以上）実施するものとする。

ウ 浄化槽管理者は、浄化槽汚泥を一般廃棄物収集運搬業者に収集を依頼し、北薩広域行政事務組合衛生センターに搬入する。

8 生活排水対策

生活排水による公共用水域の水質汚濁等の防止対策として、合併処理浄化槽の設置が重要であることから、阿久根市合併処理浄化槽設置推進要綱（平成10年阿久根市告示第5号）及び阿久根市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成6年阿久根市告示第27-2号）に基づき、これまで国・県の補助を受け、個人設置型の合併処理浄化槽の普及を図ってきたところである。

今後、令和6年度に策定した阿久根市生活排水処理基本計画（第7次改訂）に基づき、本市の区域内においては、個別処理の合併処理浄化槽の推進を図ることとする。

9 普及啓発

浄化槽の維持管理（保守点検・清掃・法定検査）及び小型合併処理浄化槽設置整備事業等について、広報誌やパンフレット等による啓発を行う。

10 一般廃棄物処理業の新規許可の方針

(1) 収集運搬業

本計画における一般廃棄物の発生量と一般廃棄物収集運搬業許可業者の処理能力を比較すると、既存の許可業者で十分処理が可能であることから、一般廃棄物の量が大幅に増加するなど、適正な体制を確保するため市長が特に必要と認める場合を除き、許可しない。

(2) 処分業

一般廃棄物処理施設（北薩広域行政事務組合衛生センター）による処分、本区域内で行う処分の状況等を勘案し、一般廃棄物を再生利用するために行う処分を業とする場合において市長が特に必要と認める場合を除き、許可しない。

11 一般廃棄物処理施設の整備

本市の一般廃棄物の処理については、北薩広域行政事務組合が行っていることから、北薩広域行政事務組合の処理施設の整備計画による。

12 一般廃棄物処理施設の概要

【し尿処理場】

施設名	北薩広域行政事務組合 衛生センター
所在地	出水市高尾野町下水流 3861 番地
開設年月	平成 9 年 4 月
処理形式	標準脱窒素処理方式＋高度処理
処理能力	121 kℓ/日